## 各論 第5章 生活環境(第2次計画進捗状況)

資料7

| 番号 | 章       | 施策の<br>方向                               | 施策                  | 内容   | 進捗状況   |
|----|---------|---|---------------------|--|--|
|    | (1)     | 事故防<br>止の推<br>進                         | 想の普及                | 通安全教室を実施するなど、市民に対する交通<br>安全思想の一層の普及を図る。  | 障害のある人を対象とする交通安全事業実施には至っていないものの、特別支援学校などに対して交通安全教室の概要説明をするなど、事業実施に努めている。<br>【市民安全推進課】  |
| 1  | 2-5 (1) |   |                     | 学校教育において、交通事故防止のための交通<br>安全指導を徹底し、交通災害の防止を図る。  | 学校教育において、特別支援学級での交通安全教室は<br>実施していないが、実施について検討している。ま<br>た、各交通安全啓発物を活用し、実情にあわせた交通<br>安全指導を行っている。<br>【保健体育課】  |
| 2  |         | 庁内体<br>制の充<br>実                         | の全庁的な               |  | 千葉県福祉のまちづくり条例についての相談や申請に<br>対する応対など、千葉県福祉のまちづくり条例を活用<br>し、福祉のまちづくりの推進を図っている。<br>【障害福祉課】  |
| 3  |         | 建築物の整備                                  | る施設のバ<br>リアフリー      | の新設または改修を行うに当たり、アプローチ<br>(敷地内の通路)、駐車場、出入口、階段、手   | 老朽化等による図書館、公民館、体育施設等の建替えにあたり、アプローチ(敷地内の通路)、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ(オストメイト対応型トイレ含む)など障害のある人に配慮している。<br>【関係各課】   |
| 4  | 6-5 (1) |   | のバリアフ<br>リー化の促<br>進 | 不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「千葉県福祉のまちづくり条例」、「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」及び「福祉のまちづくり環境整備指針」の周知徹底と意識・理解の高揚を図る。 | 千葉県福祉のまちづくり条例についての相談や申請に対する応対など、千葉県福祉のまちづくり条例を活用し、福祉のまちづくりの推進を図っている。<br>【障害福祉課】<br>窓口に来庁された事業者等に「千葉県まちづくり条   |
|    | 6 5     | 1\ 4h l\                                | 士兴及克尔               |  | 例」について周知している。<br>【建築指導課】   |
| 5  |         | 名の整備                                    |                     |  | 借上公営住宅を建設し、障害者用として整備を行っている。<br>【住宅政策課】   |
| 6  |         | 公的住<br>宅の整<br>備                         |                     |  | 障害者世帯の月収額による資格基準を一般世帯に比べ<br>緩和している。<br>【住宅政策課】   |
| 7  |         | 民間ののの付付を開いています。                         |                     | するための相談体制の整備を図る。   | 市役所、公民館、フェイスにて会場を替えて毎月3<br>回、無料増改築相談会を行っている。障害福祉課、高<br>齢者福祉課、介護保険課、フェイス、各出張所、各公<br>民館にて相談会のチラシを配布して周知を図ってい<br>る。<br>【住宅政策課】<br>相談件数<br>H20年度 31件<br>H21年度 29件<br>H22年度 41件<br>H23年度 52件<br>H24年度 51件<br>H25年度 27件  |
| 8  |         |   |                     | 資金貸付制度の充実を図る。<br>②障害者に対する住宅改造資金の助成制度の充<br>実を図る。  | 住宅整備資金の貸付を行うことにより、社会生活の向上に寄与している。<br>【障害福祉課】<br>H20年度 0人<br>H21年度 0人<br>H22年度 1人<br>H23年度 1人<br>H23年度 1人<br>H24年度 0人<br>H25年度 1人<br>住宅改造資金の貸付を行うことにより、社会生活の向上に寄与している。<br>【障害福祉課】   |
| 9  |         | 民間のの付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付付 | 宅入居支援               | 連帯保証人の確保に苦慮している心身障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅入居支援事業により、入居の促進を図る。   | H20年度 7人<br>H21年度 9人<br>H22年度 3人<br>H23年度 2人<br>H24年度 6人<br>H25年度 11人<br>介護保険高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、ホー<br>ムページに掲載して周知を図っている。<br>【住宅政策課】<br>H20年度 申請件数 1件 相談件数 - 件<br>H21年度 申請件数 0件 相談件数 - 件<br>H22年度 申請件数 1件 相談件数 - 件<br>H22年度 申請件数 0件 相談件数 58件<br>H24年度 申請件数 0件 相談件数 58件<br>H24年度 申請件数 0件 相談件数 58件 |
|    |         |   |                     |  | H25年度 申請件数 0件 相談件数 23件   |

1

## 各論 第5章 生活環境(第2次計画進捗状況)

| 番号 | 章          | 施策の<br>方向   | 施策                    | 内容  | 進捗状況   |
|----|------------|---|-----------------------|---|--|
|    |            | 公共機<br>の<br>環<br>増<br>の<br>環<br>機<br>用<br>の<br>整<br>備 | 関の利用の                 | ター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降   | 【都市計画課】  |
| 10 |            |   |                       | 化基本構想」に基づいて優先順位の高い施設か<br>らエレベーター等の設置を各事業者とともに促<br>進するよう事業者に呼びかける。       | ②「船橋市移動円滑化基本構想」に基づくものではないが、バリアフリー新法に基づく移動円滑化基準に適合するよう、鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っている。<br>【都市計画課】   |
|    |            |   |                       | ③ノンステップバスの導入をバス事業者ととも<br>に促進する。   | ③平成20~24年度の市から補助の実績はなく、各路線バス事業者において適合車両への買い替え等を進めている。<br>【都市計画課】   |
| 11 |            | 公<br>通<br>の<br>環<br>開<br>の<br>電<br>備                  | リー新法」<br>に基づく重        | 点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等<br>への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的<br>かつ円滑に推進するよう、関係機関と連絡調整 | 「船橋市移動円滑化基本構想」において実施する事業については、各管理者、事業者が作成する特定事業計画によって進められており、バリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけるとともに、特定事業計画の進捗状況の把握に努めている。<br>【都市計画課】   |
| 12 |            | 道路の<br>整備   | ゆとりのあ<br>る歩行空間<br>の推進 |   | 市民要望に寄せられる歩道延長整備を行っている。<br>【道路建設課】<br>H20年度整備延長 369m<br>H21年度整備延長 900m<br>H22年度整備延長 833m<br>H23年度整備延長 715m<br>H24年度整備延長 1,025m<br>H25年度整備延長 1,692m   |
|    | 6 – 5      | 道路の   | 段差等の解                 | 幅員にゆとりのある歩行空間の整備を図る。<br>歩道の整備について、東道との段差、凹凸、勾                           | 歩道について、用地取得できた箇所から計画幅員3.5m<br>等で順次工事施工している。<br>【街路課】<br>歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配をなくし   |
|    |            | 整備  |                       | 配の解消を図る。  | たセミフラット型の歩道を整備しています。<br>【道路建設課】  |
| 13 |            |   |                       | 歩道の整備について、車道との段差、凹凸、勾配の解消を図る。   | 歩道形態をセミフラット型にするなど歩道と車道の段差をなくし、また歩道の横断勾配を1~2%にするなど歩行者の安全を考慮し整備している。<br>【街路課】  |
| 14 |            | 道路の整備   |                       | 障害のある人に配慮した整備を図る。   | 平成21年度より実施し、平成23年度から補助事業<br>(バリアフリー)にて既存近隣公園を計画的に実施し<br>ている。<br>【公園緑地課】<br>H20年度 出入口1箇所・水飲場1箇所<br>H21年度 便所1箇所<br>H22年度 出入口4箇所・水飲場3箇所<br>H23年度 出入口1箇所・水飲場1箇所・便所1箇所<br>H24年度 出入口4箇所・水飲場1箇所・便所2箇所<br>H25年度 出入口7箇所・園路3箇所・水飲場6箇所<br>・便所4箇所・駐車場3箇所 |
| 15 |            | 歩行空<br>間の整<br>備                                       | 放置自転車の解消              | 去、市民への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努める。                                     | 毎年放置防止キャンペーンを行い、広く市民に啓発を<br>行っている。<br>【都市整備課】<br>H20年度 4箇所 15,524台<br>H21年度 0箇所 14,070台<br>H22年度 2箇所 14,939台<br>H23年度 1箇所 13,491台<br>H24年度 2箇所 12,749台<br>H25年度 2箇所 11,547台  |
| 16 | 6-5<br>(3) | 歩行空<br>間の整<br>備                                       | 不法占用物などの除去            | 歩行の妨げとなる不法占用物などの除去に努め<br>る。   | 道路管理者・警察など関係機関との共同により違反屋外広告物除却パトロールを実施している。委託事業により、違反屋外広告物除却を市内を7地区に分け、年末年始、日祝日を除き、毎日実施している。<br>【都市計画課】<br>年末年始の市内主要駅前合同パトロール(県、警察、  |
|    |            |   |                       |   | 年末年始の市内主要駅前台向ハトロール(県、警察、都市計画課)の実施している。<br>【道路管理課】  |

## 各論 第5章 生活環境(第2次計画進捗状況)

| 番号 | 章            | 施策の<br>方向       | 施策            | 内容   | 進捗状況   |
|----|--------------|-----------------|---------------|--|--|
| 17 | 6-5 (3)      | 歩行空<br>間の整<br>備 |               | 消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設など、障害者に利用しやすい歩行空間の整備を図る。                                    | 視覚障害者誘導用ブロックの設置は、歩道整備事業の安全施設設置工事で実施している。平成25年度は市道00-033号線に設置した。<br>【道路建設課】<br>H20年度整備延長 0m<br>H21年度整備延長 0m<br>H22年度整備延長 172m<br>H24年度整備延長 740m<br>H25年度整備延長 78m<br>横断歩道や危険箇所に点字ブロックを設置している。また、透水性塗装(滑り止め効果あり)に採用等を計画している。<br>【街路課】 |
| 18 | 6 - 5<br>(3) |                 | 交通安全施<br>設の整備 | 「歩車分離式信号」や「音響装置付信号」などの信号機・案内標識など、障害のある人に配慮した交通安全施設の導入を近隣地域と連携を図り、警察署に要望していく。 | 平成25年4月より、市民安全推進課(当時、交通安全課)から、警察への要望相談窓口を引き継いでいる。「歩車分離式信号」や「音響装置付信号」を設置した実績はない。<br>【道路建設課】   |